

## 加古川市分別収集計画(第10期)について

### 1 策定の根拠

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律において、市は容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたり、5年を1期とする分別収集計画を策定し、3年ごとに見直すこととされています。現在の収集計画(第9期)は、令和2年度を初年度とした5か年計画であることから、計画の見直しを行い、令和5年度から令和9年度までの5か年計画(第10期)を策定するものです。

### 2 対象とする品目

本計画の対象となる品目は、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他に分別)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装の10品目です。

### 3 計画に記載する内容

計画に記載する内容は、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、排出を抑制するための方策、分別収集するものの種類及び収集に係る分別の区分、各年度の収集量の見込み、収集に関する基本的な事項、施設の整備に関することなどであり、環境省作成の市町村分別収集計画策定の手引きに基づき策定するものです。

### 4 計画の公表

本計画は、市役所前での告示及びホームページへの掲載により公表します。

### 5 その他

各市町が策定した分別収集計画を基に、県は兵庫県分別収集促進計画(第10期)を策定し公表する予定となっています。